

岩手県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成30年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
石川整形外科医院	宮古市大通二丁目3番5号	平成30年6月19日
コスモ薬局高田店	陸前高田市米崎町字西の沢93番地1	平成30年6月30日
有限会社ハート薬局	釜石市中妻町二丁目10番22号	平成30年6月26日
いとう内科医院	奥州市水沢佐倉河字東広町83番地1	平成30年6月30日
かじか薬局	和賀郡西和賀町湯本30地割81番地1	平成30年7月2日